

水道料金の改定と料金表の設定について

持続可能な水道事業運営をおこなうために

益田市水道部

目次

1. 水道料金算定要領に基づく理論的な料金体系の算定について	3
2. 料金体系の検討	11
3. 量水器使用料を含めた新料金体系(案)について	24
4. 用途別・口径別・利用水量別の改定による影響について	27

1. 水道料金算定要領に基づく理論的な料金体系の算定について

総括原価の算定と理論的な料金体系の決定

検討項目	検討の考え方	主な説明・検討事項
①総括原価の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の投資財政計画をもとに将来発生すると見込まれる費用(営業費用・資本費用)を算定。 	算定期間の決定 ⇒5ページで説明
②実際の需要家費・変動費・固定費の割合把握	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の水道事業に関する費用の内訳として、需要家費、変動費、固定費がどのような割合になっているかを決算書等をもとに把握。 	需要家費・変動費・固定費の説明と基本料金、従量料金の算定方法の説明 ⇒6・7ページ
③理論的な需要家費・変動費・固定費の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・②で把握した割合をもとに総括原価を分解し、理論的な需要家費・変動費・固定費を算定。 	固定費の配分基準の決定 ⇒8ページ
④需要家費・変動費・固定費をそれぞれ基本料金・従量料金へ配分	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家費については基本料金に含める。 ・固定費については適切な配分基準に基づき各口径の基本料金へ配分。 ・変動費については有収水量に基づき口径別単価を設定。 	総括原価の基本料金と従量料金への配分 ⇒9ページ
⑤理論的な口径別の基本料金・従量料金の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・④により水道料金算定要領に基づく理論的な口径別基本料金、従量料金を算定。 	理論的な口径別の基本料金・従量料金の算定 ⇒10ページ

総括原価の算定期間の設定

【料金算定期間とは】

料金算定の基礎となる将来の原価(または収支の状況)を集計する期間です。

【料金算定期間の設定】

「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)では、下表の要素を考慮した結果、料金算定期間は「概ね将来の3年から5年を基準とする」とされています。

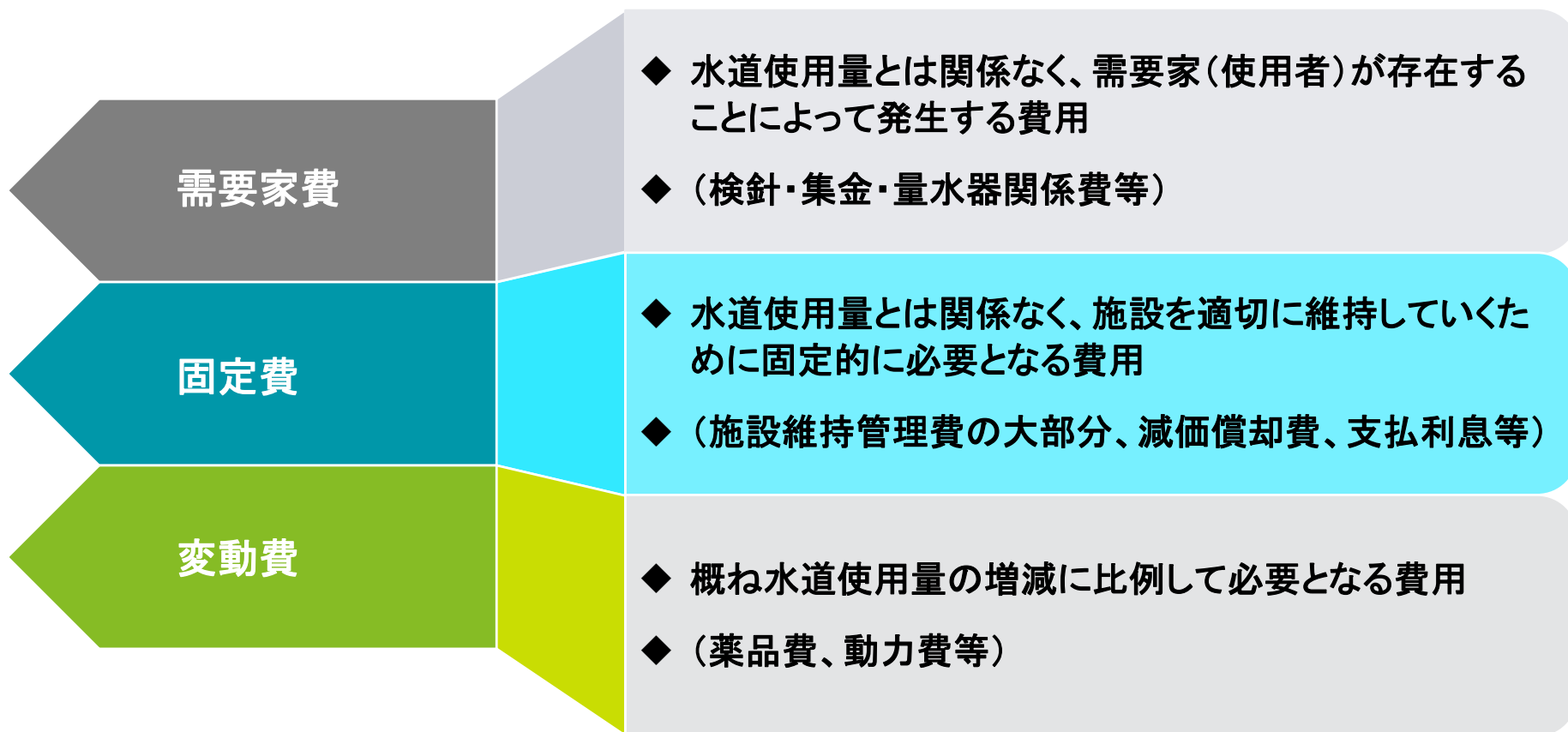
水道料金算定要領が示す検討すべきポイント

観点	水道料金負担の期間的公平性	水道料金の期間的安定性
内容	料金負担にかかる公平性を確保するため原価構成要素を的確に把握する必要あり	住民生活への影響を考慮して長期安定的に維持される必要あり
望ましい期間	算定期間は短期であるほど望ましい	算定期間はある程度、長期が望ましい
上記理由	原価構成要素の的確な把握が可能となる	単年度よりも算定期間を長くとった方が、原価のブレが小さくなり、長期安定的な料金設定が可能となる

【検討結果】

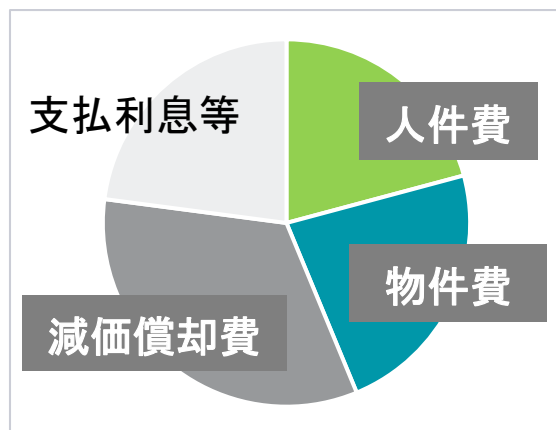
原価構成要素(需要家費・変動費・固定費 次ページ参照)については水道事業決算書をもとに的確に把握できるため、期間的公平性は一定程度確保できていると考えており、最大限、期間的安定性を確保することを重視し、水道料金算定要領で示されているうちの最長の期間である5年を総括原価の算定期間として設定します。(平成32年度から平成36年度までの5年間推計を利用)

需要家費・固定費・変動費について



基本料金・従量料金のあり方

◆ 水道事業の運営・維持に要する費用は「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解されます。総括原価としてこれらの費用を集計後、それぞれの性質に応じて基本料金及び従量料金に配分されます。

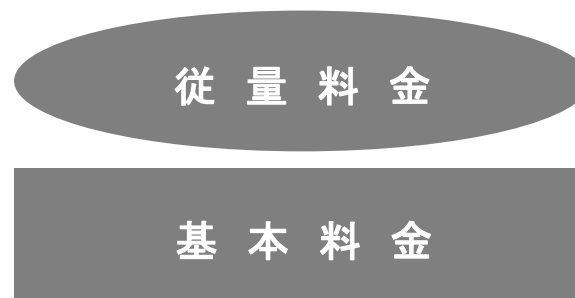


分解



◆ 水量区画

◆ 基本水量



配分

1. 「需要家費」は基本料金へ
2. 「変動費」は従量料金へ
3. 「固定費」は給水量や浄水施設能力を基に、基本料金と従量料金に配分

※公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」に基づく区分

固定費は基本料金に全額配分すべきものですが、全額配分すると基本料金が高額となり、従量料金割合の少ない小口径利用者の負担が非常に大きくなります。

固定費の配分基準の設定

本来、固定費は性質的に基本料金に配分するべきですが、その場合基本料金が高額となってしまうため、一定の基準で準備料金(基本料金)と水量料金(従量料金)に配分します。

「水道料金算定要領」(日本水道協会)では、以下の4つの配分基準が示されています。

パターン	方法	各方法の考え方
パターン i	固定費総額に対し、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とする方法	平均的な給水量相当の施設規模に見合う固定費は水量料金として配分し、平均給水量を超える部分は需要実態を考慮し、各水道使用者の負荷の特性を考慮して配分する考え方に基づいている。
パターン ii	固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とする方法	最大給水量に見合った浄水施設能力を有していれば安定供給が確保できるわけではなく、事故点検による休止、施設更新等も考慮した予備能力が必要となる。よって、予備的施設に係る固定費は直接水道供給に関わらないため全て準備料金に配分すべきとの考え方に基づいている。
パターン iii	固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とする方法	同上
パターン iv	固定費総額のうち、配給水部門費を準備料金とし他は水量料金とする方法	「配給水施設は、日最大需要よりも負荷変動の大きい時間最大需要を基準に計画されることから、これに最も関連深い配給水部門費を準備料金に配分」という趣旨である。それ以外の部分については、個々の水道使用者が水道水を時間的にも日量的にも全く平均的に使用してくれるとするならば、固定費は準備料金として回収する必要はなく、全て水量料金として回収すべきという考え方に基づいている。

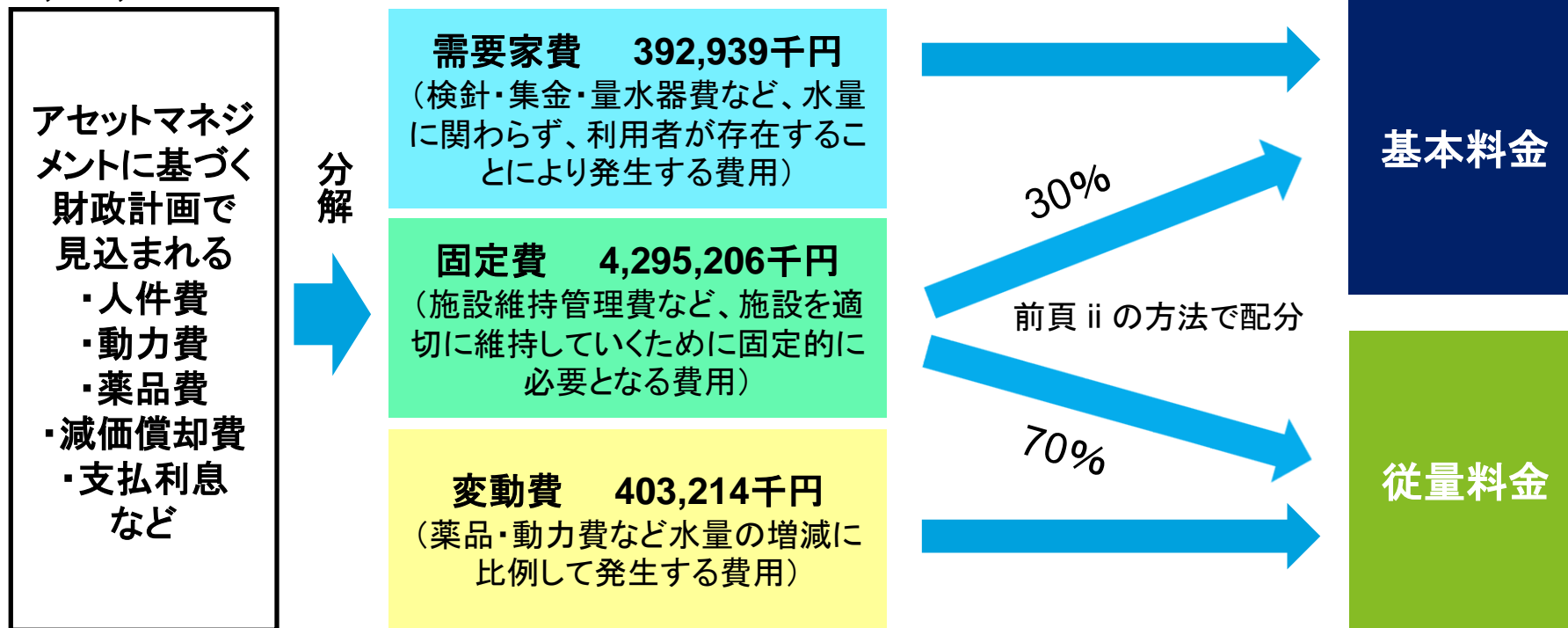
本市では、直近3年程度で最大給水能力に変化はなく、また、平均給水量についても、最大給水量に比べると変動が少ないと考えられます。従って、給水能力と平均給水量を使用したパターン ii が最も安定的な指標基準となると考えています。

総括原価の基本料金と従量料金への配分

- ◆ 総括原価のうち給水量に関わらず発生する需要家費及び固定費は、固定収入である基本料金で回収すべきものです。
- ◆ しかしながら、この方法によると基本料金が著しく高額となり水道事業における生活水の低廉な確保という料金設定の原則が達成できなくなるおそれがあるため、水道料金算定要領では固定費を基本料金と従量料金に配分するものとされています。

総括原価(5年間計)

5,091,359千円



理論的な基本料金、従量料金の算定

公益財団法人日本水道協会の公表している「水道料金算定要領」によると、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準としての資産維持率は3%を標準として決定するものとされています。この標準的な資産維持率も勘案しながら、計画最終年度における目標資金残高の達成が可能な改定率25%を目標として、これまで整理した事項を踏まえて理論的な基本料金、従量料金を算定すると以下のとおりとなります。

項目	総括原価方式による整理事項
料金改定率	25.58%
料金改定時期	平成32年度
料金算定期間	5年
資産維持率	2.8%
固定費配分基準	パターン ii (固定費を浄水施設能力に対する平均給水量の割合で従量料金に按分)
総括原価 (5年間計)	5,091,359千円



左記の整理に基づいた目安の口径別料金表

理論的な1カ月あたり料金表

(消費税抜、単位:円)

口径	基本料金	従量料金 (超過使用水量1m ³ につき)
13	882	135
20	1,748	
25	2,608	
40	6,570	
50	10,382	
75	24,404	
100	44,319	

上記料金表はあくまでも一般的な整理手法により総括原価を整理した結果であり、理論的に算出された料金表となります。従って、当該一般的な整理手法により算出された料金表(理論値)をベースとして、益田市における状況を加味したうえで新たな料金体系を検討する必要があります。これについて、次頁以降で検討します。

2. 料金体系の検討

料金体系決定における検討方針(再掲)

- ◆ 料金体系の検討にあたっては、負担の公平性を図ることを大前提として、経営環境の変化や激変緩和などに配慮します。

検討の視点	検討の方向性	考え方
法的な視点	負担の公平性をなるべく確保する	水道法第14条第2項第4号「特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと」
経営的な視点	経営環境の変化に対応した料金とする	今後、人口減少等により有収水量の減少が予想される中、その影響を受けにくい体系とする
その他の視点	激変緩和など	一部の使用者に急激な料金負担増とならないよう配慮する

料金体系決定における検討方針(再掲)

検討項目	検討の考え方	検討方針
①基本料金と従量料金の割合	<p>総括原価のうち給水量にかかわらず発生するものは、原則として固定収入である基本料金で回収することが望まれます。</p> <p>また、水需要の減少が見込まれる現状において、経営の安定性を増すためには、基本料金収入割合の増加を検討する必要があります。</p>	<p>水道料金算定要領に記載の方法により算出される、総括原価の基本料金収入と従量料金収入の割合を基に決定します。</p>
②従量料金の逡増制	<p>従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、水道料金算定要領では原則として均一とされています。</p> <p>しかし、逡増制を採用することで少量利用者の負担減につながることから、逡増制の採用要否について検討する必要があります。</p>	<p>現在逡増制を採用する中で、従量料金負担の公平性を考慮するとともに、安定的な料金収入の確保の観点から逡増制の維持について検討します。</p>

料金体系決定における検討方針(再掲)

検討項目	検討の考え方	検討方針
③基本水量の設定	<p>基本水量は、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を一定終えていると考えられ、現状では水道料金算定要領でも基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。</p> <p>ただし、基本水量以下の利用者の割合が増加している現状にも鑑み、少量利用者の負担増に留意して検討を進めることが望まれます。</p>	<p>基本水量以下の利用者負担の公平性に配慮し、基本水量のあり方を検討します。</p>
④口径別基本料金単価の設定(用途別からの変更)	<p>利用者に給水管の口径に応じた負担を求めることを前提に①で決定した基本料金収入を確保すべく、各口径に応じて必要となる費用に基づき、基本料金で回収すべき収入総額を各口径へ配賦することが考えられます。</p> <p>現状は用途別の料金設定となっていますが、水道料金算定要領では口径別が望ましいとされています。</p>	<p>水道料金算定要領に記載された基本料金で回収すべき収入総額の配賦方法を参考に、口径ごとの料金改定率等を勘案し検討します。</p>

①基本料金と従量料金の割合について

◆安定的な経営と安全かつ低廉な生活水の確保が両立できるよう、あるべき基本料金収入割合について検討する必要があります。

原価

・ 固定費

給水準備のために必要な原価であって、給水量とは関係なく発生する費用。

水道事業の費用構造は大半が固定費。

<例>

浄水場・水道管等の設備投資費用、設備の修繕費、職員の人件費

・ 変動費

給水量に応じて発生する費用。

<例>

薬品費、動力費

料金

・ 基本料金

各使用者が水使用の有無に関わらず負担する料金。

固定費を全額基本料金で回収すると仮定した場合、基本料金が著しく高額となるため、生活水の低廉な確保や少量利用者への配慮も視野に入れ、基本料金の設定について検討する必要がある。

・ 従量料金

使用水量に応じて負担する料金。

使用水量に単価を乗じて算定される。

①基本料金と従量料金の割合について

基本料金と従量料金の割合に関する考え方

- ・少量利用者への配慮をしたうえで、原則として基本料金で固定費相当額を回収できるような料金体系の検討が必要です。
- ・一方で、水需要の減少が続く現在の社会情勢において、水需要の増減に収入が影響されない料金体系の検討が必要です。
- ・このような料金体系の一つとして基本料金の割合を高めていくことが考えられます。
- ・基本料金の割合を高めていくことのメリット、デメリットは以下の通りです。

メリット

- ・固定的な収入の割合が高まるため、経営の安定性が増す。
- ・将来的に給水人口の減少や節水機器の普及が進んでも水道料金収入の落ち込みの影響を小さくすることができる。

デメリット

- ・基本料金は利用量に関わらず発生するため、少量利用者の負担が相対的に重くなる。

基本料金割合に関する検討結果

将来の安定収入に寄与すること、及び固定費が費用の大部分を占めることから、少量利用者の急激な負担増とならない程度に基本料金収入の割合を一定程度増加しつつ、各口径の使用可能な流量に応じた料金設定とします。

②従量料金の逡増制について

従量料金の逡増制の考え方

- ・逡増制は、水道水の需要が増加していた社会情勢を踏まえ消費を抑制させるとともに、少量利用者に配慮し生活用水を低廉化するために普及した制度です。
- ・しかし、従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、水道料金算定要領では原則として均一とすることとされています。
- ・逡増制(逡増割合)を変更することのメリット、デメリットは以下の通りです。(逡増割合の増加)

メリット

- ・大口利用者の負担割合を増やすことで、少量利用者の負担を軽減することができる。

デメリット

- ・従量料金の負担の公平性が損なわれる。
- ・水需要の減少が見込まれる現状において、安定的な料金収入の確保が困難になる。

従量料金の逡増制の維持に関する検討結果

◆本市の料金収入割合を見ると、一般利用者からの収入が約7割を占めています。用途別から口径別の料金体系へと変更する影響もあり、改定により少量利用者の負担が大きくなることが想定されるため、少量利用者へ配慮しつつ、料金負担の公平性及び安定的な料金収入の確保を考慮して、従量料金の逡増制(逡増割合)を維持します。

③基本水量の設定について

基本水量の考え方

- ・他市の状況及び基本水量のあり方等を考慮して、基本水量を検討する必要があります。
- ・基本水量を廃止または引き下げることによるメリット、デメリットは以下の通りです。

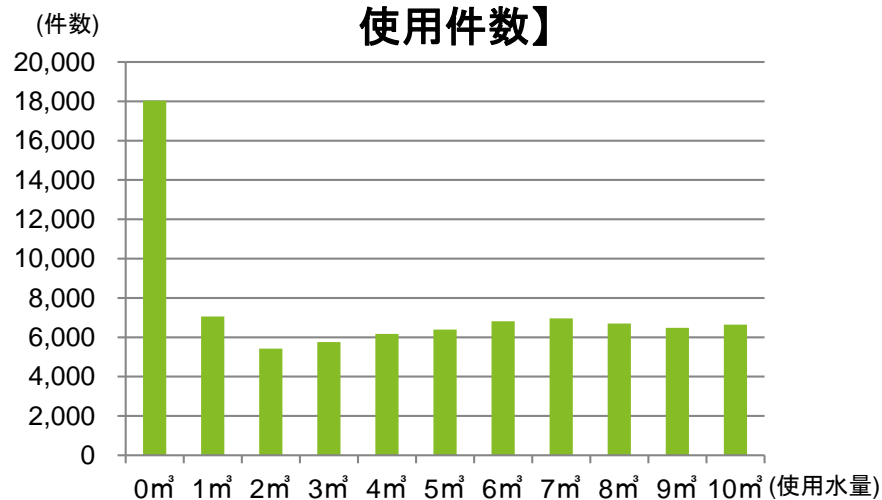
廃止又は引き下げのメリット

- ・使用水量に応じた適正な対価を求めることで、負担の公平性が図られる。
- ・基本水量内利用者の不公平感が軽減される。

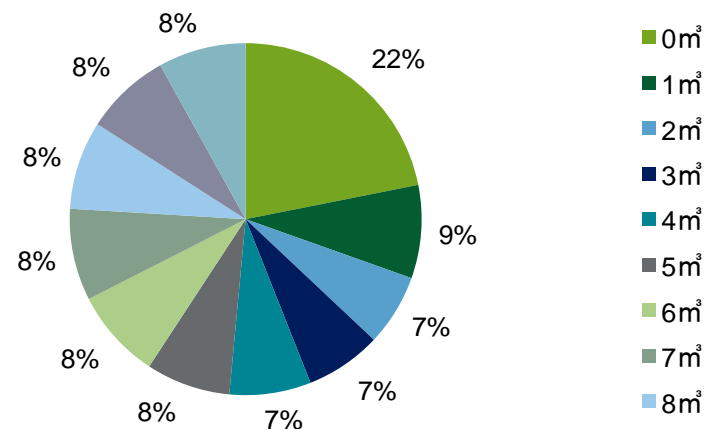
廃止又は引き下げのデメリット

- ・少量利用者の水道料金が增加することが想定される。

【参考：他市における10m³以下の使用件数】



【参考：他市における基本水量内の使用水量の割合】



③基本水量の設定について

基本水量に関する要点整理

- ◆ 現状では水道料金算定要領において、基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。
- ◆ 基本料金の引き下げ又は廃止により、使用水量に応じた適正な対価を求めることができ、負担の公平性に配慮した料金設定が可能となります。
- ◆ 従量料金単価の設定次第では、基本水量の廃止・引下げにより少量利用者の水道料金負担が著しく増加することが想定されます。料金体系の大幅な変更は、水道利用者の生活に大きな影響を与えるため、体系を複合的に検討する必要があります。今回は用途別から口径別へと転換することが検討されているため、同時に基本水量を改定することは大幅な影響をもたらす可能性があります。
- ◆ 仮に基本水量の見直しにより基本料金収入の減収となった部分については、口径ごとに適切な基本料金の設定を検討する必要があります。

基本水量に関する検討結果及び留意事項

(検討結果)

- ◆ 用途別から口径別料金体系への転換を図った場合、少量利用者の負担が大幅に増加することが想定されます。このことについて、激変緩和措置を講じる必要があること、及び、高齢者の単身世帯等、基本水量以下の利用者の割合が増加している現状に鑑み、基本水量について水道料金算定要領の原則を踏まえつつ、現状のまま継続の方向で検討します。

(留意事項)

- ◆ 少量利用者の負担増に配慮し、従量料金の逡増制の見直しを合わせて検討することが望まれます。

④口径別基本料金単価の設定(用途別からの変更)

料金設定方法に関する考え方

- ・現在、本市では用途別の料金体系を採用していますが、用途区分の客観的で公平な判断が難しいという問題があります(例えば、営業用で使用している利用者が一般用で使用していると主張した場合、それを覆すには一定のコストが生じます)。
- ・水道料金算定要領上でも、水道水を供給するためにかかった費用(総括原価)を基に料金を設定すべきであり、総括原価を料金表に配賦する際には、口径別の理論流量比等をベースとして各口径別の料金表へ配賦することが望ましいとされており、用途別料金体系は漸進的に解消すべきとされています。
- ・ただし、用途別から口径別への料金体系変更の影響は大きいため、一部の利用者の負担が大幅に大きくなる等の不公平が生じないように最大限配慮する必要があります。

用途別

- 「水道水を使用する目的」により区分し、料金を賦課 (例「家事用」「学校用」「公衆浴場用」など)
- 県下市8市のうち、本市のみ採用

「口径別」及び「用途・口径別併用」

- 目的による区分は曖昧な判断を伴うため、「水道水をどのくらい使用するか」という客観性が確保できる視点で区分し、料金を賦課
- 県下市8市のうち、本市以外が採用

料金設定方法に関する検討結果

◆これまで用途別の料金体系でしたが、一般的かつ水道料金算定要領上でも望ましいとされる**口径別の料金体系への見直し**を行います。

①～④の検討結果を反映した新料金体系(案)の概要

- ① 基本料金割合を増加
- ② 従量料金について逓増制を維持
- ③ 基本水量について、現行の8m³を維持
- ④ 現行の用途別の料金体系から口径別の料金体系へと変更

	現状の料金設定 (平成28年度)	新料金設定(案)
料金収入	810,827千円	1,012,554千円
料金収入増加率	—	24.88%
基本料金割合	31.37%	35.89%
1ヶ月あたりの 基本料金(一例)	一般用 1,010円 営業用 1,224円 団体用 1,050円	13口径 1,300円 20口径 1,400円 40口径 3,600円
従量料金単価 (一例)	一般用 145円 営業用(8～20m ³) 153円 営業用(21m ³ ～) 198円	8～20m ³ 155円 21～50m ³ 180円 51m ³ 以上 200円

(上表には量水器使用料を含めていません。量水器使用料については33ページで検討します。)

新料金体系(案)の内容

- ・基本料金割合が35.89%、従量料金割合が64.11%となり、従来の基本料金割合より増加するため、安定的な収入が見込まれます。
- ・口径別に基本料金を設定し、従量料金については逡増的に増加させています。
- ・基本水量は1月あたり8m³と設定し、現行のまま据え置いています。

1カ月あたり料金表

(消費税抜、単位:円)

口径	基本水量	基本料金	超過料金 (超過使用水量1m ³ につき)			
			使用水量 8~20m ³	使用水量 21~30m ³	使用水量 31~50m ³	使用水量 51m ³ 以上
13	8m ³ まで	1,300	155	180	180	200
20		1,400				
25		2,300				
40		3,600				
50		7,400				
75		25,000				
100		46,000				

(単位:千円 消費税抜)

旧料金(H28年度実績)		
基本料金	従量料金	合計
254,357	556,470	810,827
31.37%	68.63%	100.00%

24.88%
増額改定

(単位:千円 消費税抜)

左記による新料金		
基本料金	従量料金	合計
363,403	649,150	1,012,553
35.89%	64.11%	100.00%

(上表には量水器使用料を含めていません。量水器使用料については33ページで検討します。)

新料金体系(案)のポイント

◆ 新料金体系(案)のポイントは以下のとおりです。

項目	基本的な考え方
料金体系見直しの必要性	中長期経営計画の投資・財政計画において、人口減少、給水収益の減少が予想される中、現行の料金体系では継続的に収支赤字が発生し、保有現金が現状の水準から大幅に減少することが見込まれます。
料金改定率の考え方	安定した経営、将来世代に負担を残さない経営とするため、設定した現預金残高の目標値を達成するよう、料金改定率の設定を検討しました。
料金体系見直しの基本方針	負担の公正性、経営の安定性、激変緩和を考慮した料金体系としました。これまで用途別の料金体系でしたが、一般的かつ水道料金算定要領上でも望ましいとされる口径別の料金体系への見直しを行いました。
基本料金のあり方	将来の安定収入に寄与すること、及び固定費が費用の大部分を占めることから、少量利用者の急激な負担増とならない程度に基本料金収入の割合を一定程度増加しつつ、各口径の使用可能な流量に応じた料金設定としました。
基本水量のあり方	用途別から口径別へと大幅な変更が生じており、激変緩和を考慮するため、基本水量については従前から変更しないこととしました。
従量料金のあり方	水道料金算定要領上は均一とすることが望ましいとありますが、少量利用者の急激な負担増とならない程度に従量料金の逡増度を加味して設定しました。

3. 量水器使用料を含めた新料金体系(案)について

量水器使用料の口径別設定への統一

- ・量水器使用料については、従来は用途別（一般用・営業用・団体用）および口径別（13口径・20口径他）でそれぞれ設定していますが、用途別設定を廃止し、口径別設定へ統一します。
- ・13口径、20口径は一般用が大多数を占めているため、従来的一般用使用料に統一します。
25口径以上は一般用と営業用・団体用のバランスを重視して設定します。
40口径以上は営業用・団体用での大口使用が想定されることから、従来営業用・団体用使用料に近い使用料金額で統一します。
- ・この結果、料金収入に量水器使用料を加味した改定率は24.18%となります。

従来 (単位:円 消費税抜)

口径	一般用	営業用	団体用
13	50	75	75
20	100	145	145
25	120	175	175
40	210	305	305
50	770	1,110	1,110
75	980	1,415	1,415
100	1,480	2,135	2,135
量水器使用料計 (平成28年度)	20,216千円		

新設定 (単位:円 消費税抜)

口径	新設定
13	50
20	100
25	150
40	300
50	1,100
75	1,400
100	2,100
量水器 使用料見込	19,461千円

(単位:千円 消費税抜)

旧料金(H28年度実績)		
料金	量水器	合計
810,827	20,216	831,043

計24.18%
増額改定

新料金		
料金	量水器	合計
1,012,553	19,461	1,032,014

新料金体系(案)の内容(量水器使用料込)

- ・基本料金割合が37.10%、従量料金割合が62.90%となり、従来の基本料金割合より増加するため、安定的な収入が見込まれます。
- ・口径別に基本料金を設定し、従量料金については逡増的に増加させています。
- ・基本水量は1月あたり8m³と設定し、現行のまま据え置いています。

量水器使用料を含めた1カ月あたり料金表 (消費税抜、単位:円)

口径	基本水量	基本料金 (量水器使用料含む)	超過料金 (超過使用水量1m ³ につき)			
			使用水量 8~20m ³	使用水量 21~30m ³	使用水量 31~50m ³	使用水量 51m ³ 以上
13	8m ³ まで	1,350	155	180	180	200
20		1,500				
25		2,450				
40		3,900				
50		8,500				
75		26,400				
100		48,100				

(単位:千円 消費税抜)

旧料金(H28年度実績)		
基本料金	従量料金	合計
274,573	556,470	831,043
33.04%	66.96%	100.00%

24.18%
増額改定

(単位:千円 消費税抜)

左記による新料金		
基本料金	従量料金	合計
382,864	649,150	1,032,014
37.10%	62.90%	100.00%

4. 用途別・口径別・利用水量別の改定による影響について

益田市(一般用)の口径別・利用水量別 改定率

調定件数は、13口径の利用者の割合が多くなっています。こうした利用者の多い区分についての改定率は概ね20%～30%となっており、概ね全体の改定率(24.18%)に近いものとなっています。

区分	平成28年度調定件数 (件)							
	13口径	20口径	25口径	40口径	50口径	75口径	100口径	合計
0～10m ³ /月	13,350	3,204	145	2	—	—	—	16,701
11～20m ³ /月	14,090	4,511	124	27	—	—	—	18,752
21～30m ³ /月	13,112	6,224	119	13	—	—	—	19,468
31～50m ³ /月	19,525	13,737	345	7	—	—	—	33,614
51以上m ³ /月	11,013	9,178	509	108	18	—	—	20,826
合計	71,090	36,854	1,242	157	18	—	—	109,361

区分	改定率							
	13口径	20口径	25口径	40口径	50口径	75口径	100口径	
0～10m ³ /月	29%	37%	119%	220%	—	—	—	
11～20m ³ /月	19%	26%	109%	194%	—	—	—	
21～30m ³ /月	23%	28%	78%	156%	—	—	—	
31～50m ³ /月	24%	27%	58%	107%	—	—	—	
51以上m ³ /月	28%	29%	43%	42%	44%	—	—	

■ は調定件数10,000件以上、■ は調定件数1,000件以上10,000件未満、■ は調定件数100件以上1,000件未満を表しています。

新料金体系(案)による利用者への影響(一般用)

- ・ 一般用、基本水量以下の13口径使用者を想定した場合、従来は1月あたり1,060円であったところ、新料金では1,350円となり、1月あたり290円の負担増(27.4%増)となります。
- ・ 一般用、1月あたり40m³使用の13口径使用者を想定した場合、従来は1月あたり5,700円であったところ、新料金では6,810円となり、1月あたり1,110円の負担増(19.5%増)となります。

一般家庭、利用水量8m³のケース 想定口径 13口径

①従来		
基本料金	従量料金	合計
1,060	0	1,060



②新料金		
基本料金	従量料金	合計
1,350	0	1,350



(単位:円 消費税抜)

負担増減		
基本料金	従量料金	合計
290円増	0	290円増
27.4%増	0	27.4%増

一般家庭、利用水量40m³のケース 想定口径 13口径

①従来		
基本料金	従量料金	合計
1,060	4,640	5,700



②新料金		
基本料金	従量料金	合計
1,350	5,460	6,810



(単位:円 消費税抜)

負担増減		
基本料金	従量料金	合計
290円増	820円増	1,110円増
27.4%増	17.7%増	19.5%増

(上表の基本料金には従来、新料金ともに量水器使用料を含めています。)

新料金体系(案)による利用者への影響(一般用)

- ・ 一般用、1月あたり40m³使用の20口径使用者を想定した場合、従来は1月あたり5,750円であったところ、新料金では6,960円となり、1月あたり1,210円の負担増(21.0%増)となります。
- ・ 一般用、1月あたり60m³使用の20口径使用者を想定した場合、従来は1月あたり8,650円であったところ、新料金では10,760円となり、1月あたり2,110円の負担増(24.4%増)となります。

一般家庭、利用水量40m³のケース 想定口径 20口径

①従来		
基本料金	従量料金	合計
1,110	4,640	5,750



②新料金		
基本料金	従量料金	合計
1,500	5,460	6,960



(単位:円 消費税抜)

負担増減		
基本料金	従量料金	合計
390円増	820円増	1,210円増
35.1%増	17.7%増	21.0%増

一般家庭、利用水量60m³のケース 想定口径 20口径

①従来		
基本料金	従量料金	合計
1,110	7,540	8,650



②新料金		
基本料金	従量料金	合計
1,500	9,260	10,760



(単位:円 消費税抜)

負担増減		
基本料金	従量料金	合計
390円増	1,720円増	2,110円増
35.1%増	22.8%増	24.4%増

(上表の基本料金には従来、新料金ともに量水器使用料を含めています。)

益田市(営業用)の口径別・利用水量別 改定率

調定件数は13口径の利用者、および毎月51m³以上利用する大口利用者の割合が多くなっています。営業用は従来他の用途と比して水道料金が高めに設定されていたこともあり、こうした営業用利用者の改定率は10%未満となるところも多く、全体の改定率(24.18%)よりも低めとなっています。

区分	平成28年度調定件数 (件)							
	13口径	20口径	25口径	40口径	50口径	75口径	100口径	合計
0～10m ³ /月	489	80	19	12	6	—	—	606
11～20m ³ /月	359	94	23	3	—	—	—	479
21～30m ³ /月	158	93	32	19	—	—	—	302
31～50m ³ /月	284	153	60	16	—	—	—	513
51以上m ³ /月	349	565	471	314	50	6	—	1,755
合計	1,639	985	605	364	56	6	—	3,655

区分	改定率							
	13口径	20口径	25口径	40口径	50口径	75口径	100口径	
0～10m ³ /月	5%	11%	75%	155%	264%	—	—	
11～20m ³ /月	0%	4%	65%	141%	—	—	—	
21～30m ³ /月	6%	10%	53%	108%	—	—	—	
31～50m ³ /月	9%	11%	38%	67%	—	—	—	
51以上m ³ /月	4%	4%	7%	7%	6%	8%	—	

■ は調定件数100件以上1,000件未満を表しています。

新料金体系(案)による利用者への影響(営業用)

- ・ 営業用、1月あたり60m³使用の25口径使用者を想定した場合、従来は1月あたり11,155円であったところ、新料金では11,710円となり、1月あたり555円の負担増(5.0%増)となります。
- ・ 営業用、1月あたり100m³使用の40口径使用者を想定した場合、従来は1月あたり21,035円であったところ、新料金では21,160円となり、1月あたり125円の負担増(0.6%増)となります。

営業用、利用水量60m³のケース 想定口径 25口径

(単位:円 消費税抜)

①従来		
基本料金	従量料金	合計
1,399	9,756	11,155



②新料金		
基本料金	従量料金	合計
2,450	9,260	11,710



負担減		
基本料金	従量料金	合計
1,051円増	496円減	555円増
75.1%増	5.1%減	5.0%増

営業用、利用水量100m³のケース 想定口径 40口径

(単位:円 消費税抜)

①従来		
基本料金	従量料金	合計
3,359	17,676	21,035



②新料金		
基本料金	従量料金	合計
3,900	17,260	21,160



負担増減		
基本料金	従量料金	合計
541円増	416円減	125円増
16.1%増	2.4%減	0.6%増

(上表の基本料金には従来、新料金ともに量水器使用料を含めています。)

益田市(団体用)の口径別・利用水量別 調定件数・利用水量

調定件数は一般用、営業用と比較して25口径以上の利用者が多くなっています。毎月51m³以上利用する大口利用者については改定率は概ね12%程度と全体の改定率(24.18%)よりも低めとなっている一方、大口口径かつ少量利用者は基本料金増により改定率が100%を超えるなど、負担が大きくなっています。

区分	平成28年度調定件数 (件)							
	13口径	20口径	25口径	40口径	50口径	75口径	100口径	合計
0～10m ³ /月	1,545	638	307	78	6	1	5	2,580
11～20m ³ /月	369	422	212	112	17	1	1	1,134
21～30m ³ /月	124	183	129	60	7	1	—	504
31～50m ³ /月	84	103	261	65	11	1	—	525
51以上m ³ /月	79	258	495	552	241	104	6	1,735
合計	2,201	1,604	1,404	867	282	108	12	6,478

区分	改定率							
	13口径	20口径	25口径	40口径	50口径	75口径	100口径	
0～10m ³ /月	21%	26%	102%	191%	294%	971%	1410%	
11～20m ³ /月	15%	21%	91%	170%	279%	971%	1410%	
21～30m ³ /月	19%	22%	70%	134%	228%	738%	—	
31～50m ³ /月	18%	21%	51%	93%	170%	578%	—	
51以上m ³ /月	9%	8%	12%	13%	12%	21%	14%	

■ は調定件数1,000件以上10,000件未満、■ は調定件数100件以上1,000件未満を表しています。

新料金体系(案)による利用者への影響(団体用)

- ・ 団体用、1月あたり60m³使用の50口径使用者を想定した場合、従来は1月あたり11,620円であったところ、新料金では17,760円となり、1月あたり6,140円の負担増(52.8%増)となります。
- ・ 団体用、1月あたり300m³使用の75口径使用者を想定した場合、従来は1月あたり58,965円であったところ、新料金では83,660円となり、1月あたり24,695円の負担増(41.9%増)となります。
- ・ 口径別料金設定の採用により大口径使用者の負担がより大きくなっています。

団体用、利用水量60m³のケース 想定口径 50口径

(単位:円 消費税抜)

①従来		
基本料金	従量料金	合計
2,160	9,460	11,620



②新料金		
基本料金	従量料金	合計
8,500	9,260	17,760



負担減		
基本料金	従量料金	合計
6,340円増	200円減	6,140円増
293.5%増	2.1%減	52.8%増

団体用、利用水量300m³のケース 想定口径 75口径

(単位:円 消費税抜)

①従来		
基本料金	従量料金	合計
3,185	55,780	58,965



②新料金		
基本料金	従量料金	合計
26,400	57,260	83,660



負担増減		
基本料金	従量料金	合計
23,215円増	1,480円増	24,695円増
828.9%増	2.7%増	41.9%増

(上表の基本料金には従来、新料金ともに量水器使用料を含めています。)

新料金体系(案)による利用者への影響のポイント

◆ 新料金体系(案)による利用者への影響のポイントは以下のとおりです。

項目	主な利用者への影響
一般用の改定率について	主に一般家庭が想定され、13口径と20口径の水道利用者の割合が多くなっています。こうした利用者の多い区分についての改定率は概ね20%~30%となっており、概ね全体の改定率(24.18%)に近いものとなっています。
営業用の改定率について	主に個人商店や喫茶店など営業目的の利用者が想定され、13口径の利用者が多く、また、毎月51m ³ 以上利用する大口利用者の割合が多くなっています。営業用は従来他の用途と比して水道料金が高めに設定されていたこともあり、こうした営業用利用者の改定率は10%未満となることも多く、全体の改定率(24.18%)よりも低めとなっています(一方で件数は非常に少ないですが40口径以上の利用者の負担は高めになっています)。
団体用の改定率について	主に工場や学校、病院など比較的多量に水を使用する利用者が想定され、一般用、営業用と比較して25口径以上の利用者が多くなっています。毎月51m ³ 以上利用する大口利用者については改定率は概ね12%程度と全体の改定率(24.18%)よりも低めとなっている一方、大口径かつ少量利用者は基本料金の増加により改定率が100%を超えるなど、負担が大きくなっています。